

2018-2019 年度 事業計画書

2018年8月1日から2019年7月31日

(法人名) 公益財団法人公益推進協会

(公益目的事業1)

●民間公益活動を推進支援するための基金の管理運営事業

民間の非営利団体、特に特定非営利活動法人などは、法人の構成員に対する経済的利益の追求を行わずに、実質的にも形式的にも利益の分配や財産の還元を行うことを制限されている。

また、非営利活動に係る事業以外の事業の収益は、非営利活動に係る事業のために使用することが原則であり、このような制度的な面からも潤沢に資金を持つ法人は少なく、また十分な費用負担能力がなく、さらに事業収入が不安定であることが多い。

よって、非営利団体にとって、活動を円滑に行うために個人や企業からの寄付が、重要な事業収支の不足分を補てんする「原資」となる。

そこで、当事業においては、個人や企業から寄付金（活動資金）を円滑に獲得するためにマイ基金の普及を図り、基金設置希望者と信頼関係を築き、最終的にマイ基金を受け入れ、その基金を元に、様々な非営利団体や社会貢献活動を行う個人に対して助成や表彰等を行う。

これにより、草の根レベルでの活動資金の獲得と循環を促進させ、もって、全国の非営利団体の活動をより一層促進させる、文字通り「公益推進」を事業の趣旨とする。

<事業の内容>

公益目的事業1:民間公益活動を推進支援するための基金の管理運営事業

① 基金の募集

全国の公益的な事業や社会貢献に関心のある個人・企業等に対して、ホームページや広報物による情報提供を行い、広く一般市民への普及を図る。

② 基金の受入準備及び基金の管理運営

寄付をいただいた又は将来いただく予定の人々との密接な関係を構築し、マイ基金の受け入れを行うとともに、基金を安全にかつ厳重に管理する。

③ 助成事業の実施

いただいた寄付金を、寄付者の意志や遺志に従い、公益的な事業を行う団体や社会貢献活動を行う個人に対して、助成や表彰等を行うとともに、それと並行して助成募集方法の改善及び選考方法を充実させる。また、助成先団体による成果発表会の開催やさらに研究助成等の調査研究を行うなど、今後の助成事業の充実のため結果分析を重視した事業を行う。

(事業の対象)

広く一般市民、非営利団体やその職員を対象に基金の原資となる寄付金を募る。

募集で集まった寄付金等については、民間の非営利活動を展開する非営利団体等を広く対象として助成金として配布する。

(事業実施のための財源)

財源はすべて寄付者からの寄付金を原資とし、その原資及び運用益とする。

(事業に必要となる建物等の主な資産)

特に必要な施設等はない。法人の事務所等で事業を行う。

(事業の受託、委託等がある場合はその内容)

主な事業の委託、受託等は特にない。

(補助金等が交付されている場合の交付者等の内容)

補助金等の交付は特にない。

(公益目的事業2)

●寄付として受け入れた物品等の展示・公開・管理運営事業

マイ基金として受け入れた寄付のうち、芸術作品、美術品、不動産等については、それをさらに受け入れることができる適切な助成先がない、若しくは見つけるのが困難な場合もある。

こうした時に、その芸術作品や美術品等を眠らせておくことは、寄付者の意思や遺志に反する。よって、本財団自らが、これを一般市民に広く公開するような展示・公開事業を行うほか、不動産等の公益的な管理活用を推進し、さらなる公益の増進を図る。

<事業の内容>

公益目的事業2:寄付として受け入れた物品等の展示・公開・管理運営事業

① 芸術作品、美術品、不動産等の受け入れ

全国の公益的な事業や社会貢献に関心のある個人・企業等から芸術作品、美術品、不動産等を受け入れる。

② 芸術作品、美術品、不動産等の展示、公開、管理

芸術作品、美術品等を安全にかつ厳重に管理し、広く一般に公開するほか、不動産等の公益的な管理活用を推進する。

(事業の対象)

広く一般を対象とする。

(事業実施のための財源)

財源は寄付者からの寄付を原資とする。

(事業に必要となる建物等の主な資産)

展示施設や集会施設を借りて展示する。または法人の事業所等で展示及び管理を行う。

(事業の受託、委託等がある場合はその内容)

主な事業の委託、受託等は特にない。

(補助金等が交付されている場合の交付者等の内容)

補助金等の交付は特にない。